平成２３年（フ）第３０３２号
大阪市西成区玉出東１丁目２番29号
債務者　濱田　哲也
1　決定年月日時　平成23年６月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月29日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第３０３４号
大阪市此花区春日出中２丁目１番12号
債務者　歸坂　　充
1　決定年月日時　平成23年６月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月29日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第３１８７号
大阪府吹田市藤白台１丁目２番Ｂ34―406号、事業所所在地大阪府吹田市千里万博公園13―34　パークヴィラ山田１Ｆ
債務者　近畿中央ヤクルト販売株式会社ヤクルト千里の森センターこと　檀浦　淳子
1　決定年月日時　平成23年６月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月29日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第３２３１号
大阪市城東区今福南２丁目９番13号
債務者　田中　惠美
1　決定年月日時　平成23年６月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月29日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第３２３３号
大阪府寝屋川市木田元宮１丁目11番21号、事業所所在地大阪市中央区高麗橋１―５―６東洋ビル４階
債務者　コム・キハラこと　木原　正夫
1　決定年月日時　平成23年６月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月29日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第３２７１号
大阪市此花区西島４丁目１番20―3511号、事務所所在地大阪市西成区長橋３丁目３番地７
債務者　ＤＯＩＪＩＮＮこと　土井　弘二
1　決定年月日時　平成23年６月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月29日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第３４３７号
大阪府寝屋川市音羽町12番１号
債務者　宮内美代子
1　決定年月日時　平成23年６月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月29日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第３４５３号
大阪市阿倍野区阪南町２丁目２番２号　谷澤マンション403号
債務者　宮澤　好華
1　決定年月日時　平成23年６月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月29日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第３５５２号
大阪府守口市梶町３丁目57番１―311号
債務者　若園　啓三
1　決定年月日時　平成23年６月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月29日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第３５６１号
大阪市旭区新森２丁目１番34号　アクティ新森107
債務者　髙橋　孝典
1　決定年月日時　平成23年６月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月29日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第３６６３号
大阪市住之江区南港中４丁目２番13―302号
債務者　東原　美帆
1　決定年月日時　平成23年６月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月29日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第３６８１号
大阪市住吉区我孫子４丁目10番21―302号
債務者　冨高　　司
1　決定年月日時　平成23年６月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月29日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第３６８８号
大阪府寝屋川市三井が丘１丁目10番22―101号
債務者　根本　洋子
1　決定年月日時　平成23年６月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月29日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第１３２号
岡山県倉敷市福井１番地４　セゾンしおひ105号
債務者　眞鍋　敬之
1　決定年月日時　平成23年６月７日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月29日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２３年（フ）第３２号
広島県安芸高田市吉田町吉田891番地２
債務者　堰樂　志保
1　決定年月日時　平成23年６月７日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月29日まで
広島地方裁判所三次支部

平成２３年（フ）第３５号
広島県三次市三和町敷名1471番地２
債務者　樫原　秀美
1　決定年月日時　平成23年６月７日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月29日まで
広島地方裁判所三次支部

平成２３年（フ）第２７号
山形県酒田市新堀字豊森38番地
債務者　齋藤　朝子
1　決定年月日時　平成23年６月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月１日まで
山形地方裁判所酒田支部